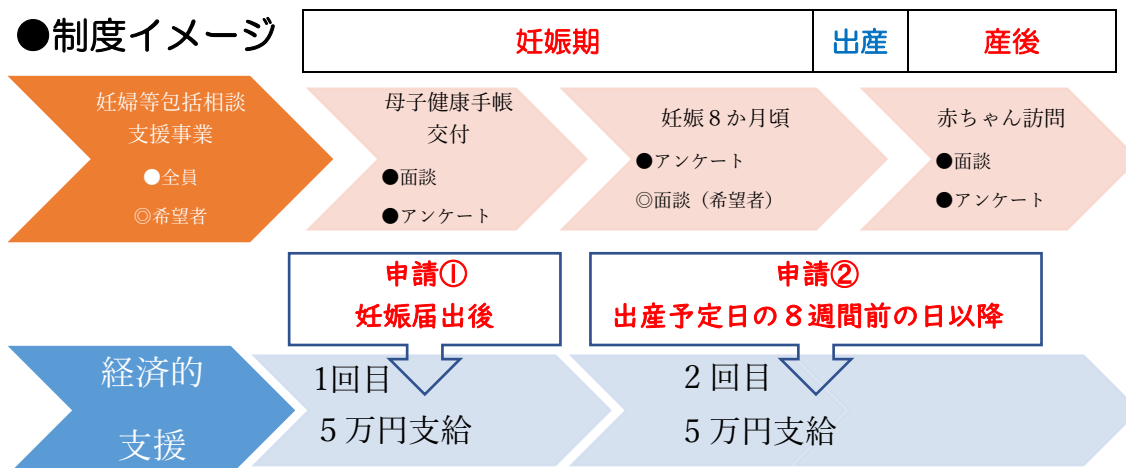


妊婦のための支援給付事業について

すべての妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊婦や胎児である子どもの保健及び福祉の向上に寄与することを目的として令和7年4月から「妊婦のための支援給付事業」を開始します。なお、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援「妊婦等包括相談支援事業」を併せて実施します。



●相談支援・経済的支援の流れ

(1) 妊娠届出後、健康長寿課（健康づくり班）で母子健康手帳を交付する際に、窓口で面談（アンケート）し、「妊婦給付認定申請書（以下、申請書）」を提出します。

（申請①：1回目の5万円支給）

●添付書類：①写真付身分証明書の写し、②通帳等の写し

(2) 妊娠8か月頃に妊娠中の方へのアンケート（郵送）を実施し、希望される方には面談を行い、相談に応じます。出産予定日の8週間前の日以降に「胎児の数の届出書（以下、届出書）」を提出します。（申請②：2回目の5万円支給）

●添付書類：①写真付身分証明書の写し、②通帳等の写し、③母子健康手帳の写し
※令和7年3月31日までに出産応援給付金（前半5万円）を受給し、子育て応援給付金（後半5万円）の受給がまだ方につきまは、出産予定日の8週間前の日以降に届出書を提出することで2回目の5万円支給を受けられます。

※申請①、②は健康長寿課（健康づくり班）、町民福祉課（こども支援班）どちらでも受け付けます。

(3) 赤ちゃん訪問（出産から2～3か月後）の際に、面談及びアンケートを実施します。

支給対象者等について、裏面に記載

妊婦のための支援給付事業について

●支給対象者

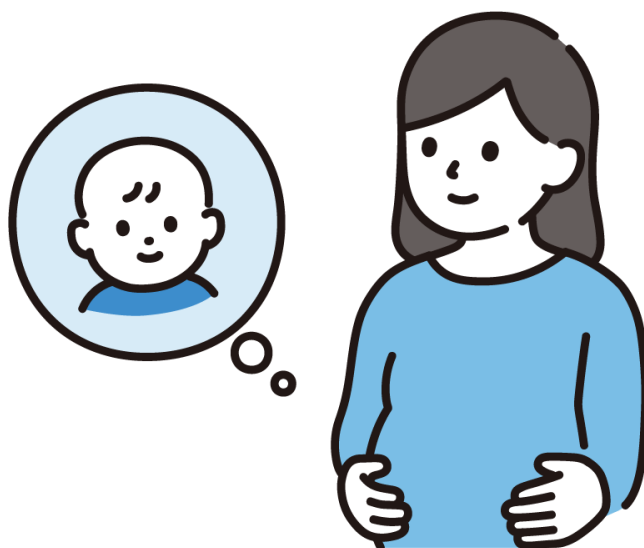
- (1) 令和7年4月1日以降に妊娠の届出をされた方…申請①
【母子健康手帳交付時に申請書をお渡しします。】
- (2) 令和7年4月1日以降に出産予定日の8週間前の日以降を迎える方…申請②
【妊娠中の方へのアンケート（妊娠8か月頃）と併せて、届出書を郵送します。】
※令和7年3月31日までに出産応援給付金（前半5万円）を受給し、子育て応援給付金（後半5万円）の受給がまだ方につきましては上記アンケート時（アンケートがお済みの方は4月1日以降）に届出書を郵送します。
- (3) 妊娠届出前に流産等をされた方
医師により、流産等前に胎児心拍が確認されていれば、妊娠届未提出でも対象となります。診断書等と併せて申請書、届出書を提出することで1回目・2回目の給付を受けられます。申請は健康長寿課（健康づくり班）、町民福祉課（こども支援班）どちらでも受け付けます。

●他市町村で妊婦給付認定を受けた後、松島町に転入された方

改めて松島町に申請書を提出し、妊婦給付認定を受ける必要があります。
申請は健康長寿課（健康づくり班）、町民福祉課（こども支援班）どちらでも受け付けます。

●松島町で妊婦給付認定を受けた後、町外へ転出する方

転出届の提出日で松島町での妊婦給付認定が取り消されますので、改めて転出先で妊婦給付認定を受ける必要があります。



問合せ先（TEL）

町民福祉課こども支援班（経済的支援）：022-354-5798

健康長寿課健康づくり班（相談支援）：022-355-0703